

憲法と公立図書館との関係についての予備的考察 (3)

中 林 暁 生

はじめに

一 問題の所在

- 1 船橋市西図書館事件
- 2 船橋市西図書館事件最高裁判決
- 3 「公的な場」と「パブリック・フォーラム」論
- 4 本稿の関心 (以上, 81 卷 6 号)

二 公立図書館と伝統的パブリック・フォーラム

- 1 道路, 公園, 公立図書館
- 2 パブリック・フォーラム論
- 3 伝統的パブリック・フォーラム
- 4 言論者と聴衆 (以上, 82 卷 2 号)

三 アメリカにおける判例の展開 (その 1) —Brown 判決

- 1 Brown 判決を採り上げる意味
- 2 先例
- 3 Brown 判決
- 4 パブリック・フォーラム論の展開過程における Brown 判決 (以上, 本号)

三 アメリカにおける判例の展開 (その 1) —Brown 判決⁽⁸⁰⁾

以下では, 本稿の目的にとって重要と思われる判例を見ていくことにする。本稿がまず採り上げるのは, 1966 年の Brown 判決であるが, この Brown 判決を採り上げることについては少し説明が必要であろう。

1 Brown 判決を採り上げる意味

1954年に、合衆国最高裁は——ここで採り上げるのとは別の、有名な方の——Brown 判決⁽⁸¹⁾において、公立学校における人種分離政策を違憲と判断した。本稿が採り上げる方のBrown 判決の事件が起きたのは、それから10年後の1964年のことである。その間の1960年2月に、ノースカロライナ州グリーンズボロの白人用軽食堂 (lunch counter [カウンター式の軽食堂]) に4人の黒人学生が着席したことに端を発する公民権運動としての「座り込み (sit in)」は「野火のように広まっていった⁽⁸²⁾」。本稿が採り上げる方のBrown 判決もそうした系譜に属する事件であった。

Brown 判決の事件の概要は次の通りである⁽⁸³⁾。

ルイジアナ州法は、公道 (public street or public highway) や歩道 (public sidewalk)、あるいは、他の公共の場所や公共の建造物において、平和破壊を招来する意図で、または平和破壊を引き起こされるかもしれない状況下で集まり、法執行官等から解散・退去を命じられたにもかかわらずそれに従わなかった者に刑事罰を科していた (平和破壊罪)。

ルイジアナ州にある3つの郡が共同で運営していたオーデュボン地方図書館 (Audubon Regional Library) には3つの分館と2台の移動図書館があったが、このうち、黒人が利用できたのは1台の移動図書館のみであった⁽⁸⁴⁾。1964年3月7日 (土) 午前11時半頃、5人の黒人青年がクリントンにある図書館のリーディング・サーヴィスルームに入って行き、そのうちの1人が1冊の本を要求した。対応した図書館職員の女性は、その本を収蔵していないため州立図書館に請求する必要があること、その本が到着したら通知するので、移動図書館でその本を受領するか、あるいは、郵送で受領することになる旨をその黒人青年に伝えた。彼女は、彼らが立ち去るかと思ったが、彼らはそのまま黙ってそこに居続けた。そこで、彼女は彼らに立ち去るよう伝えたが、彼らはなおそこに居続けた。その後、事前に CORE (人種平等会議)

の構成員から図書館で「座り込み」を行う予定であるとの連絡を受けていた保安官が保安官代理を伴って到着した。保安官が改めて立ち去るよう彼らに伝えたが、黒人青年たちは動こうとしなかったため、保安官は彼らを逮捕した。黒人青年たちがやって来てから逮捕されるまでにかかった時間は約10～15分であった。

以上のような事件の概要からも明らかなように、本件では、著作物の著者にとって“公立図書館はパブリック・フォーラムか”という点が問題になっていたわけではない。さらにいうと、公立図書館の利用者にとって“公立図書館はパブリック・フォーラムか”という点が問題になっていたわけでもない。本件で逮捕・起訴された黒人青年たちは当該図書館を運営している郡の住民であったので、当該図書館の利用者であったが、本件において、彼らの「読む自由」(知る権利)が否定されたわけではない⁽⁸⁵⁾。黒人青年たちは、人種分離方針を採っていた公立図書館において、その運用を批判する意味を込めて10数日間居続けたのである。したがって、本件では、公立図書館への抗議活動を行うための「場所」として、公立図書館のうちの一般利用者にかかっている部分を選ばれたにすぎないのである。このように、Brown判決の論点と本稿の主題とは質的に異なっているにもかかわらず本稿がこのBrown判決を採り上げるのは、すでに見た1939年のHague判決におけるロバーツ裁判官の意見が「伝統的パブリック・フォーラム」、「指定的パブリック・フォーラム」および「非パブリック・フォーラム」という3類型としてのパブリック・フォーラム論へと形づくられていく過程において、Brown判決が一つの転換点となったと評しうるからである⁽⁸⁶⁾。すなわち、公立図書館はパブリック・フォーラムであるか否か、という観点からではなく、そもそもパブリック・フォーラム論はどのように展開してきたのかという観点からすると、本稿がこのBrown判決を採り上げることには相応の意味があると考えられるのである。

(46)

Brown 判決は黒人青年たちに有罪判決を言い渡したルイジアナ州裁判所の判決を破棄したのであるが、その理由づけにおいて合衆国最高裁は法廷意見を形成することはできなかった。フォータス (Abe Fortas) 裁判官の相対多数意見 (ウォーレン [Earl Warren] 長官およびダグラス [William O. Douglas] 裁判官が同調)、ブレナン (William J. Brennan) 裁判官の結果同意意見 (concurring in judgement) およびホワイト (Byron R. White) 裁判官の結果同意意見 (concurring in result) がルイジアナ州裁判所の判決を破棄するという結論に至ったのに対し、ブラック (Hugo L. Black) 裁判官が同判決を維持するべきという反対意見を述べている (クラーク [Tom C. Clark] 裁判官, ハーラン [John M. Harlan] 裁判官およびスチュワート [Potter Stewart] 裁判官が同調)。

ところで、Brown 判決を読み解くためには、本判決を2つのコンテキストの中に位置づける必要がある。まず、ルイジアナ州の同種の規制が問題となった「4つ目」の事件であるという意味で、当時のルイジアナ州の同種の規制についての一連の判決、すなわち、1961年のGarner判決⁽⁸⁷⁾、Taylor判決⁽⁸⁸⁾および1965年のCox判決⁽⁸⁹⁾という流れの中に本判決を位置づけることが必要である。また、Brown判決は、(後に「伝統的パブリック・フォーラム」に分類されることになる)公道や公園とは別の公的財産(公立図書館のうち一般利用者に開かれている部分)が問題となった⁽⁹⁰⁾という点で、後のパブリック・フォーラム論において「非パブリック・フォーラム」という種類の形成に少なからぬ意味を持ったと評価することができるが、そうした観点からすると、本判決を1963年のEdwards判決⁽⁹¹⁾、Cox判決、本判決、本判決直後のAdderly判決⁽⁹²⁾という流れの中に位置づけることが必要となる。

2 先例

(1) Garner 判決

Garner 事件は、黒人学生ら(上訴人ら)が商業施設などの白人用軽食堂

(47)

(lunch counter) の座席において行った「座り込み」に関する事件である。白人用軽食堂であるがゆえに、彼らはサービスを受けることができなかったが、かといって商業施設の関係者等から退去を求められることもなかったのもそのままそこに座りつづけたところ、その場につけつけた警官らにより彼らは逮捕された。

当時のルイジアナ州法の平和破壊罪に関する規定は、一定の行為を、公衆を混乱させたり怖がらせたりすることが予見できるような仕方で行うことを平和破壊 (disturbing the peace) と定めていた。一定の行為として、同州法は具体的に拳闘行為等を列挙するだけでなく、さらに、その他の行為も、それが不合理に公衆を混乱させたり怖がらせたりするような仕方で行なわれた場合には含まれる形で規定していた所、上訴人らの行為がそれに当たるとして、上訴人らはルイジアナ州裁判所により有罪判決が言い渡された。

Garner 判決において、合衆国最高裁は、まず、ルイジアナ州の裁判所は、平和破壊罪に関する旧規定が問題となった事件⁽⁹³⁾において、違法な行為や無秩序な行為を行っていないのであれば、一部の者がそれを攻撃的と考えたととしても、平和破壊には該当しないと判断をその後も維持してきたこと、また、ルイジアナ州議会が本件の後で上訴人らの行為を含みうるような形で法改正を行ったこと (すなわち、本件が起きる前には、ルイジアナ州議会は、上訴人らの行為が平和破壊に該当するとは考えていなかったこと) などを指摘した上で、上訴人らが平和を破壊したという認定を支える証拠は訴訟記録には何もなく、それにもかかわらず上訴人らを有罪とすることは合衆国憲法第 14 修正の適正手続条項に違反するとした。

(2) Taylor 判決

すでに見たように、ルイジアナ州議会は、Garner 事件が起きた後、公共の場所などにおける「座り込み」等を平和破壊罪に含みうる改正を行ったの

(48)

であるが、Taylor 事件ではその改正後の規定の適用が問題となった。この事件では、ミシシッピ州のジャクソンへ行くバスに乗るためにルイジアナ州シュリーブポートにあるバス・ターミナルの白人用待合室に立ち入った黒人に対し、地元警察署長が有色人用待合室に移動するよう命じたが、黒人らは連邦法上の権利を主張して立ち去らなかったために、逮捕され、ルイジアナ州裁判所で有罪判決が言い渡された。黒人らが白人用待合室に入ってきたとき、そこにいた人々の多くは落ち着かない様子になり、また、見物人らが様子をよく見ようと椅子の上に上がったりしたが、移動するよう警察官から命じられると彼らはそれに応じたという。

州間移動手段の施設における人種分離政策は連邦法により許されないととして、合衆国最高裁は原判決を破棄した。

(3) Edwards 判決

Edwards 判決は、ルイジアナ州ではなくサウスカロライナ州で起きた事件に関するものである。1961年3月2日、黒人の学生・生徒がサウスカロライナ州議会議事堂の敷地のうち一般公衆に開かれている部分に集まり、議会とサウスカロライナ州の市民に対し、サウスカロライナ州における差別等についての抗議活動を行った。好奇心で集まってきた者が200人から300人ほどいたが、特に衝突などは起こらなかったし、交通障害も起こらなかった。また、事前警察官らが配置されていたため、予測不能な状態になっても対処することは可能であった。そうしたなか、警察官が15分以内に解散しないと逮捕する旨を告げたが、学生たちは解散せず、リーダーの1人の宗教的な熱弁に耳を傾け、宗教的な歌を歌い、足踏みをしたり、手を叩いたりした。15分が経過した後、警察は彼らを逮捕した(187人)。

サウスカロライナ州の裁判所は、彼らに、コモンロー上の平和破壊罪の有罪判決を言い渡した。これに対し、合衆国最高裁は、「本件訴訟記録から明

らかになった状況下で上訴人らを逮捕し、有罪判決を言い渡し、そして処罰する際に、サウスカロライナ州は憲法上保護された言論の自由、集会の自由および自分たちの苦痛の救済を求めて請願する自由を侵害してしまっている⁽⁹⁴⁾」として、サウスカロライナ州の裁判所による有罪判決を破棄した。その際に、合衆国最高裁は、「一般的ではない見解を平和的に表明すること」を犯罪とすることは憲法上許されないとした上で⁽⁹⁵⁾、異論の表明を保護することの意義を強調していた⁽⁹⁶⁾。

(4) Cox 判決

Cox 判決では、Brown 判決と同じルイジアナ州法の規定の適用等が問題となった。Brown 事件では、同じ州法の規定のうち、公共の場所や公共の建造物において行われた行為を処罰対象としていた部分が問題となったのに対し、Cox 判決では、公道などで行われた行為を処罰対象としていた部分が問題となったのである。

1961年12月14日に、人種別の軽食堂（lunch counter）を維持していた商店に対し、CORE（人種平等会議）地方支部の指示にもとづきピケ行為を行った23人の黒人学生が逮捕されたため、COREのコックス（B. Elton Cox）らは、人種分離とピケ隊員らの逮捕・拘禁に抗議するべく、拘置所のある裁判所の前で示威行為を行うことを決めた。翌日、裁判所を目指して約2,000人の学生達が秩序的かつ平和的に進み、裁判所近くで、歌を歌ったり星条旗への忠誠を誓ったりした。昼になると、コックスは、元々抗議の対象としていた商店へ行き、サービスを断られたら「座り込み」をしようと呼びかけた。そのとき、デモに興味をもって集まってきていた100人から300人の白人はブツブツと不平を述べたりしていた。コックスの呼びかけを扇動的と感じた保安官は解散を求めたが集団は解散しなかった。かけつけた2人の保安官代理と学生たちがもみ合い状態になり、警察官らが催涙弾を投げ込んで、

(50)

学生たちは退散した。学生らは逮捕されなかったが、翌日、コックスが逮捕され、その後、平和破壊罪などで有罪判決を言い渡された。ここでは、合衆国最高裁判決⁽⁹⁷⁾のうち、平和破壊罪についてのみ概観することにしよう。

合衆国最高裁は、本件での黒人学生たちの行動態様、それを観ていた白人たちの様子、警察等の警備等を踏まえると、この事件でコックスに有罪判決を言い渡すことはできないとしたが、さらに、そうすべき追加的な理由も存在するとした。ルイジアナ州最高裁が施した解釈にしたがえば、その射程が過度に広範すぎるという点において憲法上許されない曖昧さがあるというのである⁽⁹⁸⁾。ルイジアナ州最高裁は、「平和破壊 (breach of the peace)」を「扇動すること、平静な状態から目覚めさせること、脅すこと、邪魔をすること、妨げること、不安にさせること」と定義していたが⁽⁹⁹⁾、このような定義では、一般的ではない意見を平和的に表明しただけでその者を処罰することができてしまう⁽¹⁰⁰⁾。すなわち、「……当該州法に基づく有罪判決は、同法が、その広範な射程の中で、憲法上保護された言論や集会の自由にあたる活動をも一掃してしまうという点で違憲であるとの理由で破棄されなければならないのである⁽¹⁰¹⁾」(過度広範性故に無効)。

(5) その他——Johnson 判決⁽¹⁰²⁾と Wright 判決⁽¹⁰³⁾

Brown 判決を理解する際に参考になる先例として、さらに、1963年に合衆国最高裁が言い渡した Wright 判決と Johnson 判決も簡単に採り上げておこう。

Johnson 事件は、ヴァージニア州の裁判所の法廷内の白人用傍聴人席に座っていた黒人が、黒人用傍聴人席に移るようという判事の指示に従わなかったために裁判所侮辱罪で逮捕され、有罪判決を言い渡されたことが問題となった事件である。合衆国最高裁は、このような有罪判決を維持することはできないとした。「なぜならば、州が公共施設における人種分離を要求する

ことは憲法上許されない，ということにもはや議論の余地はないからである⁽¹⁰⁴⁾」。

Wright 事件は，慣行として白人のみが使用してきた公園においてバスケットボールをしていた黒人たちが，立ち去るようという警察官からの命令に従わなかったために平和破壊罪で有罪判決を言い渡されたことが問題となった事件である。合衆国最高裁は，命令それ自体が合衆国憲法に違反する場合に，警察官からの命令に従わなかった者を処罰することは許されないとした⁽¹⁰⁵⁾。

3 Brown 判決

本件では，公共の建造物である公立図書館において保安官から退去するよう命じられたにもかかわらずそのまま居続けた黒人青年らに，平和破壊罪に係るルイジアナ州法の規定を適用したルイジアナ州裁判所の判決を維持するか否かが問題となったのであり，そして，合衆国最高裁は原判決を破棄したのであるが，前述の通り，合衆国最高裁は法廷意見を形成できなかった。そこで，フォータス相対多数意見，ブレナン結果同意意見，ホワイ特結果同意意見の順に見た上で，最後にブラック反対意見を見てみることにしよう。

(1) フォータス相対多数意見

フォータス相対多数意見は，上訴人らが当該図書館に居ることは適法であることを指摘する。「当該図書館は公衆に開かれた公共施設であった」のであり，白人が入館できるにもかかわらず黒人が入館を否定されるということはあるに得ないことだからである⁽¹⁰⁶⁾。騒いだわけでもない上訴人らの振る舞いは「非の打ち所のない」ものであり，彼らに平和破壊を招来する意図はなかったし，また，平和破壊が生じるような状況にもなかったし，仮にそのようなことが起こる危険があったとしても，その危険は Garner 事件，Taylor

(52)

憲法と公立図書館との関係についての予備的考察 (3)

事件,あるいはCox事件における危険より小さいものである⁽¹⁰⁷⁾。そして、フォータス相対多数意見は、上訴人らが、平和破壊を招来する意図ではなく、平和的かつ秩序だつて抗議の示威を示すことを意図し、実際にそれを行ったことを認め⁽¹⁰⁸⁾、さらに、上訴人らのこのような行動に、言論の自由、集会の自由および苦痛の救済を求めて政府に行う請願の自由を保障する合衆国憲法第1修正(および第14修正)上の権利の側面も見出し、また、これらの権利は「口頭による表現」に限定されるわけではないことを指摘する⁽¹⁰⁹⁾。その上で、フォータス相対多数意見は次のようにも述べていた。

「本件出来事の場所が公立図書館——すなわち、静隠、知識、そして美に捧げられた場所——であったということは不幸な事態である」⁽¹¹⁰⁾。

もちろん、この前提に、公立図書館が人種差別主義の特徴を備えてしまっていたことへの不快感があることは言うまでもない⁽¹¹¹⁾。

(2) ブレナン結果同意意見

Cox判決に引きつけてフォータス相対多数意見と同じ結論を導いたのが、ブレナン結果同意意見である。問題となっている州法の規定は同じであるが、Cox事件では公道上での行動が問題となつたのに対し、本件では公共の建造物(公立図書館)での行動が問題となっている。後述するブラック反対意見が「公道」と「公共の建造物」との違いを強調するのに対し、ブレナンは、本件においてはその違いを重視しない⁽¹¹²⁾。ブレナンは、ルイジアナ州裁判所による解釈を踏まえると、当該ルイジアナ州法は、公共の建造物における憲法上保護されるべき行為にも適用される可能性があることも指摘する。すなわち、黒人が、白人専用の図書館に入館し、本を請求したにもかかわらず、それに対するサービスがなされる前⁽¹¹³⁾に立ち去るよう命じら

れ、それを拒んだというような場合であっても当該ルイジアナ州法が適用される可能性があるが⁽¹¹⁴⁾、「公共の建造物の中で、そこで提供されているサービスの人種差別を廃止するために採られた行為に対する憲法上の保護は第1修正による言論、請願および集会の自由の保障と政府のサービスや施設における人種分離に対する平等保護条項による禁止に由来するものである⁽¹¹⁵⁾」。このような場合に当該ルイジアナ州法を適用することは——Johnson 判決において白人専用の法廷からの退去を拒んだ黒人を処罰することは合衆国憲法に違反するとされたことを踏まえると——違憲となるであろう。当該ルイジアナ州法にかような違憲的適用の可能性がある以上、上訴人らの実際の行為が憲法上保護されたものであるかどうかを決する必要はない⁽¹¹⁶⁾。

(3) ホワイト結果同意意見

ホワイト結果同意意見の要旨は、上訴人らの行動は——彼らに抗議の示威という意図があったとしても——通常の公共図書館の利用形態から大きく逸脱するものではなく、また、本件での記録からすると、上訴人らが退去を命じられた理由を彼らが黒人であるということ以外を見出すことはできないので、そのような場合に上訴人らに有罪判決を言い渡すことは彼らに法の下での平等を否定することになってしまうであろう、というものである⁽¹¹⁷⁾。ホワイトは、本件での上訴人らに示威（demonstration）の目的があったことは認めつつも、それと第1修正上の権利との関係には一切触れていない。

(4) ブラック裁判官反対意見

ブラック裁判官の反対意見を概観する前に、ブラック裁判官が Garner 判決、Taylor 判決および Edwards 判決においては多数意見に参加し、また Cox 判決でも、平和破壊罪に関する部分等では結果同意意見を述べてい

(54)

た⁽¹¹⁸⁾ことに注意しておきたい。ブラック裁判官にとって、Brown 事件で特に重要であったのは、公立図書館で「座り込み」がなされたという点であった。

ブラック反対意見は、まず、Garner 判決とは、本件が公共の建造物で行われたという点と、Garner 判決で適用が問題となった旧規定と Brown 判決で適用が問題となった規定との違いがあるという点から区別されるとし⁽¹¹⁹⁾、Taylor 判決には、バスターミナルの管理者等からの退去命令後もバスターミナルのスペースを占拠しつづける憲法上の権利があることを示すものはないとし⁽¹²⁰⁾、また、Cox 判決とは、同じ州法の適用が問題となったにせよ、Cox 事件では公道での行為が問題となっていたという点と、平和的で一般的な見解を述べるだけで処罰されうるという意味で過度広範性故に無効とされたという点で、区別されるとした⁽¹²¹⁾。さらに、Edwards 判決は公立図書館を意見表明の場とすることを許すことを判示したものではないので、本件は Edwards 判決とも区別されるとしている⁽¹²²⁾。

ブラック反対意見は、公立図書館の小さな一室においては、本件のような状況下でも平和破壊罪が成立するとしている点でフォータス相対多数意見やホワイト結果同意意見と鋭く対立しているが、さらに、フォータス相対多数意見により合衆国憲法第 1 修正についての新たな原理が誕生することを恐れて、次のようにいう。

「第 1 修正は、思うに、見解についての言論、著作、表現を、それらが適法かつ正当に伝達されうるような仕方、保護しているのである。しかしながら、第 1 修正が、すべての者、あるいはすべての人的団体に対して、私的ないし公的財産の諸権利や州法を顧慮することなく、彼らが好むときならいつでも、彼らが望むどんなところへでも行く憲法上の権利を与えているとは、私は、これまで信じてこなかった。……第 1 修

正は、言論、出版、信教の権利と並んで、集会の権利と請願の権利をも保障しているけれども、同修正は、他者の財産を、たとえ政府によって所有され、他の目的に捧げられている財産であっても、異なる思想を表明する舞台として利用する権利を、すべての者に保障しているわけではないのである⁽¹²³⁾」。

4 パブリック・フォーラム論の展開過程における Brown 判決

Brown 判決から約 10 ヶ月後、合衆国最高裁は、拘置所の敷地内でデモ行進をした学生らに不法侵入罪の有罪判決を言い渡したフロリダ州裁判所の判決を維持する判決を言い渡した。Adderly 判決である。この判決で法廷意見を執筆したのがブラック裁判官であり、それに Brown 判決においてブラック反対意見に同調していた 3 人の裁判官（クラーク裁判官、ハーラン裁判官およびスチュワート裁判官）と、Brown 判決では専ら人種差別の観点からの結果同意意見を述べていたホワイト裁判官が加わった。

Adderly 判決では、抗議活動を行った学生たちを逮捕・勾留していることに抗議し、また、拘置所における人種分離政策を含む州および地方の人種分離政策に対する抗議の意味も込めて、学生たちが収監されている拘置所の入り口へ向かった。拘置所を守衛している保安官から後退するよう求められたので、彼らは後退し、道路と芝生の部分で、他の学生たちが歌を歌ったり手拍子をしたりして示威活動を行ったが、そこの部分も拘置所の敷地であった。保安官から退去するよう求められ、一部の学生は立ち去ったものの、その場に残りつづけた学生たちもいたため、保安官は残った学生を逮捕し、そして、フロリダ州の裁判所は、彼らに有罪判決を言い渡した。

法廷意見は、州の人種分離政策に抗議するために公的財産の上で示威行為をした点、賛美歌を歌ったりダンスをしたりしたという点で Edwards 事件との類似性を認めつつも、Edwards 判決でデモ隊が向かった「州議事堂の

敷地は伝統的に公衆に開かれている⁽¹²⁴⁾」のに対し、本件でデモ隊が向かった「安全を目的として建築された拘置所」は公衆には開かれていない⁽¹²⁵⁾ことなどを指摘し、Edwards 判決との違いを強調した。法廷意見は、さらに、次のようにも述べた。

「州は、私有財産の所有者と同様に、州の支配する財産を、それが適法に捧げられている目的のために確保しておく権能を有している⁽¹²⁶⁾」。

この判示は、その後形成されたパブリック・フォーラム論において、非パブリック・フォーラムの特質を説明する際に言及されるようになる⁽¹²⁷⁾。

政府の財産（公的財産）は、公道や公園に限られるわけではない。このことを踏まえた上で、パブリック・フォーラム論は、政府の財産（公的財産）を、パブリック・フォーラムと非パブリック・フォーラムとに分け、さらに前者を伝統的パブリック・フォーラムと指定的パブリック・フォーラムとに分けるのであるが、そのような思考の萌芽を Adderley 判決や Brown 判決におけるブラック反対意見に見出すことができよう。パブリック・フォーラム論のきっかけともなった Hague 判決におけるロバーツ裁判官の意見に全面的に同調していた唯一の裁判官がブラック裁判官であったが、彼は、公立図書館と拘置所という——公道や公園とは異なる——公共施設が問題になったことを契機としつつ、Hague 判決の射程を画していくことにも一役を買ったといえるのである。

ところで、Brown 判決において、フォータス相対多数意見は、公立図書館の一般に開かれた部分を、誰もが自由に一般的な表現活動を行える場所として捉えていたとはいえないであろう。むしろ、フォータス相対多数意見は、人種分離的な運営を行っている公立図書館に対する抗議行為という点に重点を置いていたというべきであろう。その意味で、フォータス相対多数意

見（およびブレナン結果同意意見）が合衆国憲法第 1 修正の言論の自由・集会の自由だけでなく、請願の権利にも言及していたという点を見落とすべきではない。

Adderley 判決で反対意見に回ったのは、フォータス相対多数意見に参加していた裁判官（ウォーレン長官、ダグラス裁判官およびフォータス裁判官）とブレナン裁判官であるが、彼らを代表するダグラス反対意見は、法廷意見とは異なり、Edwards 判決と Adderley 判決との事案の類似性を強調する。なぜならば、ロンドン塔やバステューユなどのように、拘置所は政府の中心の一つであり、そこに収監されている者が政治犯であったり、あるいは多くの人々が不当に拘束されていると考える者である時、「拘置所は抗議にとって妥当な中心である」からである⁽¹²⁸⁾。ここでダグラス反対意見が特に強調するのは合衆国憲法第 1 修正が保障する請願の権利である。苦痛の救済を求める請願が平和的に行われている場合、そのような請願行為を、私有地において行進が行われる場合に所有者がその行進を排除できるということからの類推で捉えることはできないと説いたのである⁽¹²⁹⁾。

以上を踏まえると、Brown 判決におけるフォータス相対多数意見を一般的なパブリック・フォーラム論の文脈で捉えることは適切ではないといえる。とはいえ、ブラック反対意見に着目すると、今日のパブリック・フォーラム論の展開過程において、Brown 事件が一つの転換点となったということとは否定できないであろう⁽¹³⁰⁾。

註

- (80) Brown v. Louisiana, 383 U.S. 131 (1966). この事件については、川崎良孝『図書館裁判を考える—アメリカ公立図書館の基本的性格—』（京都大学図書館情報学研究会，2002年）28～32頁，川崎良孝『アメリカ公立図書館・人種隔離・アメリカ図書館協会』（京都大学図書館情報学研究会，2006年）215～223頁も参照。

- (81) *Brown v. Board of Education*, 347 U.S. 483 (1954).
- (82) ADAM FAIRCLOUGH, *RACE & DEMOCRACY: THE CIVIL RIGHTS STRUGGLE IN LOUISIANA, 1915-1972*, 266 (1995). 1960年に結成された学生非暴力調整委員会 (SNCC) の「活動家たちは、ランチ・カウンターへの坐り込みだけでなく、人種差別をしているさまざまな場所への『入り込み』運動——たとえばウェイド・イン (海水浴場への入り込み)、スタンド・イン (映画館への入り込み)、プレイ・イン (公園への入り込み)、リード・イン (図書館への入り込み)、ニール・イン (教会への入り込み)、ジェイル・イン (監獄への入り込み) など——を展開した」(本田創造『アメリカ黒人の歴史 新版』〔岩波書店, 1991年〕193頁)。「……学生たちが始めたこの坐り込み運動は、NAACP, NUL, COREなどの古い組織に新しい活力を取り戻させるうえで、大きな影響を与えた」(同)。
- 1960年代になると、ルイジアナ州の都市部では人種差別解消の動きが——他の深南部 (Deep South) の諸州と比べると——隠やかに進行していた。WAYNE A. WIEGAND & SHIRLEY A. WIEGAND, *THE DESEGREGATION OF PUBLIC LIBRARIES IN THE JIM CROW SOUTH: CIVIL RIGHTS AND LOCAL ACTIVISM* 168 (2018). たとえば、ニューオーリンズの公立図書館は、(有名な方の) *Brown* 判決後すぐに人種差別を廃止していた。*Id.* しかし、地方はそうではなかったため、CORE (人種平等会議) は、黒人差別的な慣例を試すために地方の公立図書館を利用することに決めたのである。*Id.*
- (83) *Brown*, 383 U.S., at 135-138 (plurality opinion).
- (84) 但し、黒人が分館や2台あるうちの1台の移動図書館を使用できないという意味での人種分離的な運営がなされていたという認定は——証人の証言によって支えられてはいるものの——推測 (inference) によるものである。*Id.* at 136, n. 4 (plurality opinion).
- (85) 黒人青年の1人が希望した本は、同年3月28日に本件図書館に到着し、その旨は当該青年に伝えられたが、その際に、その本は郵送か黒人向けの移動図書館で受領できる旨も告げられていた。*Id.* at 137 (plurality opinion).
- (86) このような位置づけは、中林暁生「『表現の自由』論の可能性 (二・完)」『法学』67巻3号 (2003年) 44~52頁ですでに触れている。それを敷衍することが、ここでの目的でもある。
- (87) *Garner v. Louisiana*, 368 U.S. 157 (1961).
- (88) *Taylor v. Louisiana*, 370 U.S. 154 (1962).
- (89) *Cox v. Louisiana (Cox I)*, 379 U.S. 536 (1965).

- (90) Ronald A. Cass, *First Amendment Access to Government Facilities*, 65 VA. L. REV. 1287, 1292-1293 (1979).
- (91) *Edwards v. South Carolina*, 372 U.S. 229 (1963).
- (92) *Adderley v. Florida*, 385 U.S. 39 (1966)
- (93) *State v. Sanford*, 203 La. 961, 14 So.2d 778 (La. 1943). エホバの証人の信者たちが宗教的な文書を配布し、あるいは寄附等を求めたりしたことに対し平和破壊罪を適用することはできないとされた事件。
- (94) *Edwards*, 372 U.S. at 235.
- (95) *Id.* at 237.
- (96) *Id.* at 237-238.
- (97) *See also*, *Cox v. Louisiana (Cox II)*, 379 U.S. 559 (1965).
- (98) *Cox I*, 379 U.S. at 551.
- (99) *State v. Cox*, 244 La. 1087, 1105, 156 So.2d 448, 455 (La. 1963) (citing *Town of Ponchatoula v. Bates*, 173 La. 824, 827, 138 So. 851, 852 (La. 1932)).
- (100) *Cox I*, 379 U.S. at 551.
- (101) *Id.* at 552.
- (102) *Johnson v. Virginia*, 373 U.S. 61 (1963).
- (103) *Wright v. Georgia* 373 U.S. 284 (1963).
- (104) *Johnson*, 373 U.S. at 62.
- (105) *Wright*, 373 U.S. at 291-292.
- (106) *Brown*, 383 U.S. at 139 (plurality opinion).
- (107) *Id.* at 139-140 (plurality opinion).
- (108) *Id.*
- (109) *Id.* at 140-142 (plurality opinion).
- (110) *Id.* at 142 (plurality opinion).
- (111) *Id.*
- (112) *Id.* at 144-146 (Brennan, J., concurring in judgement).
- (113) 本件では黒人青年に対するサービスは行われている。
- (114) *Brown*, 383 U.S. at 147 (Brennan, J., concurring in judgement).
- (115) *Id.* at 146-147 (Brennan, J., concurring in judgement).
- (116) *Id.* at 147 (Brennan, J., concurring in judgement).
- (117) *Id.* at 150-151 (White, J., concurring in result).
- (118) *Cox II*, 379 U.S. at 576-580 (opinion of Black, J.).

- (119) *Brown*, 383 U.S. at 155-156 (Black, J., dissenting).
- (120) *Id.* at 156-157 (Black, J., dissenting).
- (121) *Id.* at 157-159 (Black, J., dissenting).
- (122) *Id.* at 159 (Black, J., dissenting).
- (123) *Id.* at 166 (Black, J., dissenting).
- (124) *Adderley*, 385 U.S. at 41.
- (125) *Id.*
- (126) *Id.* at 47.
- (127) *See Perry*, 460 U.S. at 46.
- (128) *Adderley*, 385 U.S. at 49 (Douglas, J., dissenting).
- (129) *Id.* at 52 (Douglas, J., dissenting). 公道や公園ではない公的財産を所有・管理する公的主体を私有地における所有者からの類推で捉えたのが、*Adderley* 判決の法廷意見であった。中林・前掲註(86)42~52頁を参照。
- (130) *Brown* 判決で問題となったクリントンの公立図書館は、事件後——電話によるレファレンスと移動図書館を除いて——閉鎖されていたが、*Brown* 判決後は人種差別が廃止される形で再開し、さらに、その年の終わりには、ルイジアナ州の全ての公立図書館で人種差別が廃止された。WIEGAND & WIEGAND, *supra* note 81, at 184.